

第118回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成27年1月8日(木)

招集場所 米子市役所 第402会議室

開 会 午後1時30分

1番 小林 秀美委員 2番 山中 春夫委員 3番 三島 通政委員 4番 赤木 勇夫委員
5番 井田 律子委員 6番 中本 公平委員 7番 吉澤 一誠委員 8番 安田 浩委員
9番 足立 寛隆委員 10番 遠藤 泰三委員 11番 池口 稔委員 12番 松林 貢委員
13番 安田 浩史委員 14番 高橋 敦美委員 15番 森中 喜輝委員 16番 矢倉 篤實委員
17番 大太 年廣委員(部会長)

な し

事務局 高西会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

- ア 第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
- イ 第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- ウ 第37号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- エ 第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

- 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

ただいまから現地調査に引き続きまして、第118回農地部会を開催します。

そうしますと最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

それでは、議席番号11番の池口稔委員と、議席番号12番の松林貢委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席は現地調査ではおられましたが、足立寛隆委員が所用のため部会は早退しておられます。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第35号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号39の赤井手について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。今年も1年よろしく申し上げます。

番号39の赤井手、河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、分家の譲渡人が高齢のため、本家にあたる譲受人が、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は51aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします。また、以前から、手伝いをしていると聞いていますので、問題ないと思われます。

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

15番（森中委員）

現地を調査しましたら、きちんと耕作がしてありました。分家の譲渡人が、高齢になり管理が難しくなってきた為、本家にあたる譲受人が贈与により農地5,171㎡を取得しようとするものです。分家に継ぐ人がおられないためです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくご願ひいたします。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

14番（高橋委員）

今、森中委員から説明がありましたのは、赤井手の農地でありまして、河岡の農地については、伯仙地区の私が、現地調査をしております。先ほど森中委員が説明したとおりですが、河岡の農地についても適切に管理されているので問題ないと思いますのでよろしくご願ひいたします。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続ききまして、番号40の下新印について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号40の下新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢のため、申請地の隣で耕作している譲受人が、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は、84aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

15番（森中委員）

現地調査を行いました。この下新印の田についてもきちんと耕作がしてあり、今回、事務局の方から説明がありましたとおり、譲渡人が高齢のため、なかなか耕作出来ず、申請地の隣で耕作している、本家分家関係の譲受人が売買によって農地456㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくご願ひいたします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

この農地はどのようなところですか。値段が1,535,000円だといいい値段ですが。事務局教えてください。

事務局(山本主任)

(地図で示して説明)

高西会長

譲受人は、その1つの圃場の中の隣にも持っているのですか。

事務局（山本主任）

そうです。隣に申請地があり、持っておられます。

高西会長

わかりました。説明の時にその辺も加えてください。

議長（大太委員）

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第36号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号42の大篠津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（安田浩史委員）

42番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は大篠津町の畑で面積は148㎡です。申請人は、直接道路に畑が接しておらず、袋地になっている自作地への進入路として、今までは了解を得て通らせてもらっていた申請地を、将来的なことを考えて取得しようとして計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

また、進入路にするだけであり、開発許可は不要であることを確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま番号42について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号43の上福原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（吉澤委員）

43番の議案について説明します。3番目に現地調査で行ったところです。

申請者は議案のとおりです。店舗の改装やインテリアのデザイン、あるいは住宅のリフォームをやっておられる建設会社です。

申請地は上福原の田で面積は471㎡です。申請人は昭和町で建築業を営んでいるが、会社の敷地が狭く資材の置場に困っていたため、このたび、比較的会社からも近く、大型車の出入りも容易な申請地に資材置場の建設を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、水道管、ガス管が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内にふたつ以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。調整区域ですので、建物を建てないため、開発許可はいらぬことを確認しています。

転用については、許可相当ではないかと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただいま番号43について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませぬか。

ないようですので採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号44の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

すいません。失礼します。別紙ですが今回の44番をご覧下さい。申請地の河崎の先に面積が書いてありますが、大変申し訳ありませんが408㎡と書いてあるところを408.09㎡に訂正をお願いいたします。よろしくお願ひします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（山中委員）

44番の議案について説明します。今日は見に行けなかつたのですけれども住宅の物件です。

申請者は議案のとおりです。申請地は河崎の畑で面積は408.09㎡です。申請人は、家族で市内のアパートで生活していますが、土地の所有者と建物の所有者が違い、土地の明け渡し請求等の争いが生じたことを受け、将来にわたって安定して生活出来るように、妻の父が所有している申請地に住宅の建築を計画したものです。

隣接耕作者の同意、農業用水路放流同意もあります。場所が住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがある事を確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。続きまして、番号45の福万について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

14番（高橋委員）

45番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は福万の畑で面積は377㎡です。申請人は、家族で県外にて生活していますが、健康に不安のある妻の両親の世話をするため、妻の実家の隣の申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、福万は都市計画区域外であるため、開発許可がいないことを確認しています。

転用については、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ、番号46の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（中本委員）

46番の議案について説明します。5番目に行った大神山神社の近くです。

申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田で面積は 1,036 m²です。申請人は日吉津村で工務店を営んでいるが、建築資材の置場と木材の保管庫がなく困っていたため、このたび、申請地に資材置場と倉庫の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が 10 ヘクタール未満の農地であり、第 2 種農地に該当すると思われます。また、尾高は都市計画区域外であるため、開発許可がいないことを確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 47 の和田町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

5 番（井田委員）

47 番の議案について説明します。今日は現地には行っておりません。

申請地は、和田町の畑で面積は 456 m²です。申請人は県道の改良工事により自宅が道路敷地になるため、その代替地として申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当すると思われますが、土地収用事業の代替地であり、転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第 34 条 12 号に該当する見込みがあることを確認しています。審議のほど、よろしく申し上げます。

15 番（森中委員）

これは、住宅は道路用地に全部かかったのですか。

5 番（井田委員）

はい、そうです。

15 番(森中委員)

そうですか。というのが第1種農地にあたるので、どうかなと思いお聞きしました。

議長(大太委員)

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、番号48の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8 番(安田浩委員)

本日は2番目に行きました、48番の議案について説明します。

申請地は、夜見町の田で面積は1,065㎡です。申請人は、売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われれます。また、太陽光発電施設は開発許可が不要である事を確認しています。

転用について、問題はないと思われれますのでよろしくお願ひします。

議長(大太委員)

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、番号49の大崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16 番(矢倉委員)

49番の議案について説明します。今日、一番、最初に、現地調査に行ったところです。

申請地は、大崎の畑で面積は1,170㎡です。申請人は、売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、太陽光発電施設は開発許可が不要である事を確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

太陽光発電の許可が、必要ないということはどういうことが必要ないということですか。

事務局（長谷川主任）

失礼します。太陽光発電施設につきましては建築物には該当しませんので、建設許可は必要ございません。

高西会長

もうひとつ聞きますが、48番と49番は、事業者が〇〇さんという同一の方だと思いますが、これは個人でされるのですか、それとも法人でされるのですか。

事務局（長谷川主任）

個人でされます。

高西会長

まあ、売買なので地権者に迷惑が掛かるとは思わないけれども、公害防止協定をきちんと結んでおかないと、トラブルが起きる可能性があります。なので、その辺のことは農業委員会の転用許可をする、しない、というものではないですが、これは地権者の人が来ましたか、それとも〇〇さんが来ましたか。

事務局（長谷川主任）

代理人の方が来られました。

高西会長

地元委員さんは、その辺をちょっと地権者の方にきちんと話したほうがいいということ、アドバイスしたほうがいいと思います。この間も言いましたが、良いことばかりマスコミは言いますが、悪いこともあります。一番大事なことは、今問題になっ

ていますが、20年後は寿命が来て廃棄をするので、その後の廃棄を速やかにしないといけないということです。うちの集落にも5,000坪のところ大きなメガソーラーが作ってあって、きちんと事業者と公害防止協定を結んで、役所や中電にも聞いてやっています。

7番（吉澤委員）

それに関連するわけではないですが、太陽光が出来ますが、出て行く時に、隣の耕作者から風通しが悪いといったようなことを言われる場合もあると思います。多分、現実問題としては許可になると思いますが。許可になるのはいいが、あとあと隣のところに物が建ったり、逆に太陽光の設備に影が出来たりして、トラブルになった時に委員会として関与するのかどうかということを事前に考えてアドバイスしたほうがいいと思います。

事務局（長谷川主任）

基本的には、パネル事業の事業者がある程度リスクを考えながら、場所を選んで太陽光発電事業を行っておりますので、ただそうはいつでも5年後、10年後先に近くに建物が建たないとは言い切れませんが、そこはリスクとして承知していると思います。

高西会長

なかなか難しいですね。地権者の方は売っていますし。良いことばかりをマスコミでは言うけど、悪い面もありますからね。

8番（安田浩委員）

ちょっと余談になりますが、一番初めに、崎津のソフトバンクのメガソーラーがありましたが、あそこなんかは草が生えていまして、ヤギを放していましたが、それではだめで、今頃は、下にビニールシートや色んなものを敷いています。BSの所は、うちの町内や自治会で苦情を言って、草を刈ってもらいました。

高西会長

うちの集落にメガソーラーしたのは、キンダイさんだけでも、5000坪です。私はうちの集落の公害委員長もしているので、草が生えれば、除草剤まくといっても大変なことだし、ということで、とにかく草が生えないように、下に薄いビニールを敷いて、採石を敷いて、両側に、今まで排水溝があったけれども、今度はその下流に、調整池を作ってもらってきちんとしています。私が私なりに勉強して、将来起きると考えられるトラブルを事業者に説明して理解してもらいました。そういう面ではキンダイの社長さんは若いけれども、なかなか優秀で助かっています。やっぱりそこまで言わないといけないと思います。だけれど

も、そこまで農業委員はする必要がないといったら御幣がありますが、そこまでは今の法律では考える必要はないですが、そういうことをわかっているということは、事務局も地元の委員さんも勉強しながら、アドバイスしてあげることは大事なことだと思います。まあ出てきたものを異議なしと言わず、分からないことは質問して自分も理解して、自分の地区からそういうことが出てくるかもしれないので勉強することは大事なことだと思います。

議長（大太委員）

他にはありませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、番号50の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（安田浩委員）

50番の議案について説明します。現地には今日には行きませんでした。

申請地は、彦名町の畑で面積は259㎡です。申請人は、家族4人で県外から実家に帰ってきていたが、このたび、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。

また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがある事を確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、番号51の泉について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（中本委員）

51番の議案について説明します。今日は現地には行っておりません。

申請地は、泉の畑で面積は 173 m²です。申請人は、現在家族6人で生活していますが、もともと自宅の駐車場が狭く困っていたところに、来年の春に長女夫婦が帰ってくることになり、また、地元就職が決まった次女も車を必要とするため、実家の近くの申請地に駐車場の整備を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。また、駐車場にするだけであり、開発許可は不要であることを確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、9ページ、議案第37号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が45件、所有権移転が1件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である池口委員の退席を求めます。

（池口委員退席）

議長（大太委員）

そういたしますと、12ページ、番号2-1から番号2-2について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、121筆 190,222 m²、畑に関するものが、23筆 23,293 m²、ございます。

番号2-1から番号2-2は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、351aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういったしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

異議がないようですので、決定といたします。

番号 2-1、2-2 の審議を終了しましたので、池口委員の着席を求めます。

（池口委員着席）

議長（大太委員）

それでは、利用権設定各筆明細について、12 ページ番号 2-3 から、21 ページ、番号 2-36 までを一括して審議いたします。

そういったしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 2-3 から番号 2-6 までは、再設定でございます。

番号 2-7 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、695 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-8 から番号 2-9 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、19 a となっております。新規就農の方で事業計画書が提出されており、青年等就農計画認定申請をされておられます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-10 から番号 2-11 までは、再設定でございます。

番号 2-12 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、143 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-13 から番号 2-14 までは、再設定でございます。

番号 2-15 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、107 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-16 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1694 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-17 から番号 2-19 までは、再設定でございます。

番号 2-20 からは、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、961 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-21 から番号 2-22 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、227 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-23 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、276 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-24 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、56 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-25 から番号 2-29 までは、再設定でございます。

番号 2-30 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、187 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-31 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、317 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-32 からは、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、256 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-33 からは、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、214 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-34 は、再設定でございます。

番号 2-35 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、377 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-36 は、再設定でございます。

8 番（安田浩委員）

ちょっと事務局に聞いてみますが、13 ページの下から 2 番目のいちごは施設ですか、それとも路地ですか。

事務局（大許事務局長補佐）

ハウスです。これは新規就農の方で、これから借りてされるという計画です。

15 番（森中委員）

17 ページの 2-23 ですが、かなり時間を掛けて耕作されるようですが、これは間違いないでしょうか。

事務局（大許事務局長補佐）

申請書がでておりますので間違いありません。

高西会長

事務局が大丈夫という裏づけはなんですか。

事務局（大許事務局長補佐）

南部町ですと、通作距離が 30 キロ未満で耕作範囲ですので大丈夫です。

8 番（安田浩委員）

肩をもつわけではないですが、うちの方で南部町から来てしておられますが、やる人はきちんとやります。

15 番（森中委員）

ちょっとこの場所を地図でもらえますか。

議長（大太委員）

他にはありませんか。

議長（大太委員）

他にはご質問等がございますか。

そうしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定といたします。

続きまして、利用権設定各筆明細について、26ページ番号2-1から、番号2-13までを一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号2-1から番号2-13は、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地中間管理事業により、農地を貸付けることを目的に農地の中間管理権を取得するものです。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして29ページの議案第38号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。30ページ、番号1から、33ページ番号9について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

30ページ番号1から33ページ番号9につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理権を取得した農地を、農用地利用配分計画により貸し付けるものです。

配分計画の優先の程度の指標として、番号1は認定就農者で安倍を希望する公募の受け手は申請者のみであり、設定後の経営面積は94aです。

番号2は保有合理化事業で耕作していた農地の更新案件で、設定後の経営面積は334aです。

番号3と番号4は周辺で作付けがあり集積に寄与する案件で、設定後の経営面積は番号3が749a、番号4が480アールです。

番号5は経営農地に隣接する圃場であり、設定後の経営面積は810aです。

番号6は日下集落を中心に営農しており、集積に寄与する案件で、設定後の経営面積は368aです。

番号7は経営農地に隣接する圃場、又はすぐ近辺の圃場であり、設定後の経営面積は1805aです。

番号8は蚊屋地区を中心に営農しており、集積に寄与する案件で、設定後の経営面積は978aです。

番号9は経営農地の隣接圃場であり、設定後の経営面積は4952aです。

議長（大太委員）

番号1から番号9について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

36ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号25から番号26の2件を受理しております。

続きまして、37ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号43から番号53の11件を受理しております。

続きまして、40ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号29から番号32の4件を受理しています。

続きまして、41ページ、(4)非農地現況証明について、番号37から番号42の6件を証明しています。

続きまして、48ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、1件を米子市長に回答しております。

続きまして、49ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号61から番号65の5件を交付しています。

以上が私からの報告事項です。他にご意見やご質問はありませんか。

ないようですので、会長から報告をお願いします。

高西会長

(県農業会議の事務報告)

議長（大太委員）

他に質問、意見はありませんか。それでは事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

(事務連絡)

議長（大太委員）

他にはありませんか。それではこれを持ちまして、第118回農地部会を終了します。

閉　　会　　午後5時18分